

令和7年第2回養老町定例会会議録

令和7年第2回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和7年6月4日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第6号 令和6年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 報告第7号 令和6年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第6 議案第43号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第44号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第45号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第46号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早崎百合子

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 川地憲元 副町長 田中一也

教 育 長	早 崎 京 子	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	無 藤 宣 宏	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	中 島 和 哉
総務部税務課長	永 嶺 早 苗	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真 由 美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	吉 村 和 人	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	伊 藤 め ぐ み
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 農 地 整 備 推 進 室 長	問 山 剛	産 業 建 設 部 技 術 参 事 兼 建 設 課 長	近 藤 晴 彦
産 業 建 設 部 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 長 教 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 長 教 育 総 務 課 長	尾 前 眞 理
教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	徳 本 弘 基	消 防 長	大 倉 巧
消 防 総 務 課 長	三 輪 正 俊	消 防 課 長	玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	高 橋 正 人	議 会 事 務 局 書 記	國 枝 利 法
-------------	---------	---------------	---------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(早崎百合子君) おはようございます。

令和7年第2回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。傍聴者の皆さんも御一緒をお願いします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をよろしくお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

これより、昨年5月から1年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の北倉義博君に、この議場において感謝状を贈呈いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、北倉義博君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長(早崎百合子君) 本日の会議は、11番 水谷久美子君より、所要のため遅刻との通告がありました。

なお、執行においては、佐竹産業観光課長が療養のため欠席しますので、御報告します。

このほか、町広報員、今定例会開会中の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、本定例会において、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、ただいまから令和7年第2回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(早崎百合子君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君を指名します。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、5月29日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長（西脇 康君） 議会運営委員会報告をさせていただきます。

5月29日午前9時半より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。協議事項は、第2回養老町議会定例会の日程等についてであります。

会期は、6月4日水曜日から6月19日木曜日までの16日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。このほか、議会開催中の議場の出入口は閉鎖すること。また、委員長報告、議員一般質問、町長の発言及び答弁は演台で行い、議員質疑は着座のまま自席で行うこととし、町長を除く執行部の発言については、提案理由補足説明、議員質疑の初回答弁、一般質問等の初回答弁は演台で行い、再質問以降は着座のまま自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会2日目の6月18日水曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、繰越計算書の報告2件、条例の一部改正1件、令和7年度一般会計及び特別会計等の補正予算3件、以上6件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第4、報告第6号 令和6年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第5、報告第7号 令和6年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第1項の規定による報告でありますので、同様に報告のみを受けること。

次に、日程第6、議案第43号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために所管の産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第7、議案第44号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第3号）から日程第9、議案第46号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの計3議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を

受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第6、議案第43号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例についての審査の付託先である産業建設委員会は、6月10日火曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

次に、日程第7、議案第44号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第3号）から日程第9、議案第46号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの計3議案の審査の付託先である予算特別委員会は、6月10日火曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月4日から6月19日までの16日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月4日から6月19日までの16日間と決定しました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度翌4月分及び令和7年度4月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老町土地開発公社、公益財団法人養老町スポーツ連盟より、経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の御挨拶をお願いします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和7年第2回養老町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、今年も出水期を迎え全国各地で大雨による河川の氾濫や土砂災害への警戒が強まっております。幸いにも現段階では大きな被害報道はございませんが、昨年で

は、5月末に台風1号が前線を刺激した影響で、九州南部や四国地方、東海地方で大雨になり、岐阜県内でも郡上市で避難指示が出されたのは記憶に新しいところでございます。また、災害が起きた際にトイレや調理などの機能を備えた車を迅速に派遣できるよう、国が個人や企業といった民間が所有する災害対策車両の事前登録制度を今月1日から開始したとの報道もございました。

このような過去の災害を教訓とした制度改善が積極的になされる中、当町においても、災害発生時には迅速な対応を行えるよう、4日後、6月8日になりますけれども、令和4年に完成しました揖斐川養老大巻水防拠点におきまして養老町水防訓練を実施し、実践的な水防工法の訓練を行います。こうした取組により、水防技術の周知と水防意識の高揚を図るとともに、国や関係機関とも緊密に連携しながら、町民の方々の生命と財産を守ってまいりたいというふうに考えております。

次に、養老公園も会場の一つに選定されている第42回全国都市緑化フェアでございますが、4月23日から開催されまして1か月と12日が経過いたしました。養老町といたしましても、養老鉄道養老駅前にフラワーガーデンを設置したほか、先月の31日土曜日には、養老の滝入り口駐車場、孝子坂南でございますけれども、SDGsマルシェ2025を開催し、県とともにこの緑化フェアを盛り上げてきたところでございます。開会期間につきまして12日間残っておりますが、これまで御協力いただきました皆様方に厚く感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

最後に、国内の経済状況につきまして、政府が先月22日木曜日に発表しました5月の月例経済報告では、景気全体を雇用所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されているが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっておるとしております。政府は対策の一環として、先月22日よりガソリンへの定額補助を開始し、さらに来月7月から9月までの3か月間につきましては電気・ガス料金に対しましても支援が行われる見通しでありますけれども、米などの価格をはじめ物価高騰による家計への影響はいまだに大きく、地域経済の停滞感は否めない状況が続いております。本町といたしましても、引き続き国の地方創生に対する指針などを注視しながら効果的な施策を検討していきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御協力を切にお願いいたします。

本定例会におきまして、繰越計算書の報告が2件、条例の一部改正が1件、一般会計、企業会計、特別会計の補正予算関連諸議案が3件、合計6議案提出してございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第4、報告第6号 令和6年度養老町一般会計

予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第6号 令和6年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

この計算書につきましては、令和7年3月の第1回定例会において議決されました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、養老鉄道活性化事業8,038万円、低所得世帯支援枠（非課税世帯）給付金給付事業1,791万4,000円、定額減税補足給付金（不足額）給付事業5,140万5,000円、出産・子育て応援事業646万6,000円、斎苑関係でございませけれども維持管理費4,292万1,000円、担い手確保・経営強化支援事業1,313万円、道路新設改良費1,752万1,000円、中央公園維持管理整備事業費290万7,000円、合わせまして8事業で2億3,264万4,000円でございます。

以上で、報告第6号 令和6年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第5、報告第7号 令和6年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第7号 令和6年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について、その概要を説明させていただきます。

この計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により予算繰越をした建設改良費につきまして、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。別紙報告書にございますように、（仮称）第5ポンプ場更新工事監理業務の繰越額323万円の理由につきましては、令和7年度の工事完成に伴い監理業務費を支払うため、監理業務委託料を繰り越すものでございます。

また、（仮称）第5ポンプ場更新工事繰越額5,023万円につきましては、令和6年度工事の進捗に伴い、令和6年度分の工事を令和7年度に繰り越すものでございます。

なお、その主な財源につきましては、企業債5,020万円を繰り越すものでございます。

以上、報告第7号 令和6年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第6、議案第43号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例については、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第43号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

土地改良法等の一部改正する法律（令和7年法律第14号）が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、農地中間管理機構関連事業の拡充が図られたため、引用条項についての所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課農地整備推進室長より補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 問山農地整備推進室長、演台にて補足説明。

○産業建設部産業観光課農地整備推進室長（問山 剛君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の土地改良法の一部改正につきましては、農地中間管理機構が賃借地などを有する農用地に係る土地改良事業の実施主体の拡充等を目的としており、実施主体に市町村が追加されました。また、対象農地に農地中間管理機構が所有権を有する農用地が加わった結果、実施施行地域内農用地において、農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者や、その承継人が事業施行地域内農用地を目的外用途に供するための所有権の移転や、自ら目的外用途に供する場合に特別徴収ができる号が追加されたことから、改正することに至ったものであります。

別添資料の養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第2条中「法第91条の2第6項第1号及び第2号」について、新たに第3号が追加されましたので、「法第91条の2第6項第1号から第3号まで」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第43号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に

関する条例の一部を改正する条例について補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今の説明によりますと、拡充され、所有権の移転等の関係というような説明がありましたが、所有権が移転となるのは、中間管理機構へ個人から所有権が移転されるということは、農地が売買されるのか、それとも耕作権の移転ではないので所有権は、どのような状況の下でこれが実施されるのかということと、この説明の改正案の中で第3号までということと第3号が追加されておりますが、第3号というのはどういう内容かということと、それからこれが実施される場合は特別徴収金が発生するということですが、その徴収金額はどのような考え方で決定されるのかをお尋ねいたします。以上です。

○議長（早崎百合子君） 問山農地整備推進室長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課農地整備推進室長（問山 剛君） 松永議員の第1点目の質問についてお答えをさせていただきます。

第3号につきましては、農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者の中で、承継人が事業施行地域内で農用地を目的外使用に供した場合、新たな方がですね。所有権の移転や自ら目的外用途に供した場合に、特別徴収が行われると解しております。

2点目の御質問でございますが、特別徴収というものに関して課されるものということでございますが、基本的に土地改良事業等施行に係る農地整備において、基本は事業完了年度の翌年度から起算して8年間経過しないものについては農用地以外には使用用途できないとしております。よって、それを超えないものに関しては特別徴収をするということでそれに関連した一般的に土地改良、または国だったり県だったりそういった関係機関が徴収金に関して徴収することを検討するというようなことと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 目的外使用ということは、農地を転用する場合にこの条例が適用されるという理解でよろしいですか。

○議長（早崎百合子君） 問山農地整備推進室長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課農地整備推進室長（問山 剛君） 松永議員の御質問にお答えいたします。

そう解していただいてよろしいかと思えますし、農転以外にも目的外という条項がございますので、そういった場合に関して該当すると考えております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 農転以外という対象は何が当てはまりますか、農転以外というのは。

○議長（早崎百合子君） 問山農地整備推進室長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課農地整備推進室長（問山 剛君） 例えば宅地とかです。そういった形の農地以外の用途ということでございます。以上でございます。

○10番（松永民夫君） 結構です。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） この条例は特別徴収金を取れるという条例なんですけれども、令和4年に制定されたのかな、ちょっと記憶にはっきり覚えがないのであれなんですけど、これまでに徴収した事例があるのか。あれば、その件数、金額、また具体的にはどんな事例であったかというのを御説明いただきたいと思えます。

○議長（早崎百合子君） 問山農地整備推進室長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課農地整備推進室長（問山 剛君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

これまで、この特別徴収に関しての実績は、徴収したことはございません。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） これまでに徴収した実績はないということなんですけれども、そうすると今後の見通しですね。例えばどういうふうに、この徴収金が発生するタイミング、例えば調査をしているのか通報があるのか、一体どういうふうにこれを発見というのか見つけるのか、その辺りを御説明いただきたいと思えます。

○議長（早崎百合子君） 問山農地整備推進室長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課農地整備推進室長（問山 剛君） 岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

この特別徴収というのは、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけど、土地改良事業を施行して農地整備を目的としている。事業完了後8年間は農地以外には、触れないということになっております。その間にやはり世代が代わって農地を触りたい、

先ほどの農地転用をしたいというような事例も存在するかと思いますので、そういった事例が確認できた場合に特別徴収をするということを考えるということになるかと思えます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今の説明の中で、そういった事例が確認されればということなんですけど、それは申請をもってということなのか、それとも行政として現状に何か変更があるかないかを見て回るような調査があるのか、この辺りも、今は再々、最後の質問になりますので明確にお答えいただきたいと思えます。

○議長（早崎百合子君） 問山農地整備推進室長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課農地整備推進室長（問山 剛君） 岩永議員の再々質問にお答えさせていただきます。

確認という言葉がございましたが、当然農地転用という行為に関しましては当町の農業委員会を通じた形で申請がございます。そういった点での確認ということで認識しております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第7、議案第44号から日程第9、議案第46号につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第7、議案第44号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第44号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,275万4,000円を追加し、予算総額を129億

2,870万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、食肉基幹市場建設に係る用地取得関係事業及び小学校情報化推進事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては総務部関係はございませんので、歳入について説明をさせていただきます。

7、8ページを御覧ください。

款18繰入金、項1基金繰入金、5目ふるさと応援基金繰入金では、新食肉基幹市場建設に係る用地取得関係事業の財源として528万円を増額しました。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では財源が不足する額921万1,000円を増額しました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

9、10ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費では、障害者福祉システム改修に伴う委託費用として63万8,000円を増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、養老こども園及び広幡こども園の避難口誘導灯などの消防用設備の修繕費用として76万円、養老こども園園児玄関タイルの老朽化に伴う修繕工事費用として216万5,000円の計292万5,000円を増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、4目斎苑費では、炉前室の雨漏りによる清華苑防水修繕費用として122万1,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

7、8ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、障害者総合支援事業補助金として31万9,000円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、産業建設部関係について私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明させていただきます。

9、10ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の機構集積協力金交付事業費では、地権者に交付された機構集積協力金が地権者の意向による貸付の解約に伴い交付要件を満たさなくなったため、返還金として37万7,000円を計上いたしました。

また、6目食肉基幹市場建設推進費の用地取得事業では、物件調査、補償算定業務により算出された補償金について、各権利者への説明支援業務の委託料として528万円を増額いたしました。

続いて、歳入について説明させていただきます。

7、8ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入では機構集積協力金返還金37万7,000円を新たに計上いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（早崎百合子君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

9、10ページを御覧ください。

款8土木費、項4都市計画費、2目公園管理費の中央公園維持管理整備事業費では、本年10月に開催されますねりんピック岐阜において、本町で実施されるペタンク大会に備え、中央公園野球場の和式トイレを全て洋式化にするための工事請負費として174万8,000円を増額いたしました。

次に、款10教育費、項2小学校費、2目教育振興費の小学校情報化推進事業及び項3中学校費、2目教育振興費の中学校情報化推進事業では、教職員の学校・学級経営に必要な情報や児童・生徒の状況の一元管理及び共有を可能とする校務支援システムについて、さらなる業務の効率化と教育の質の向上を図るため、このたび県の共同調達において計画的に更新を行うことから、次期統合型校務支援システム初期構築委託料として、小学校費511万円、中学校費146万円をそれぞれ増額いたしました。

続いて、11、12ページを御覧ください。

項4社会教育費、3目公民館費の地区公民館維持管理費では、小畑公民館において、和室研修室の空調機器が老朽化に伴い故障し、稼働しなくなったことから、空調機器更新工事として217万8,000円を増額いたしました。

次に、項5保健体育費、2目総合体育館費の総合体育館維持管理費では、先ほどの中

中央公園維持管理整備事業費と同様に、ねんりんピック岐阜のペタンク大会に備え、総合体育館内の和式トイレを全て洋式化にするための工事請負費として181万7,000円を増額いたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

7、8ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、5目教育費国庫補助金では、次期統合型校務支援システムの導入に伴い、公立学校情報機器整備費補助金の交付決定を受けていることから、小学校費補助金153万円、中学校費補助金43万7,000円をそれぞれ増額いたしました。

次に、款21町債、項1町債、5目土木債では、中央公園野球場トイレ洋式化工事に伴う町債として、中央公園改修事業債170万円を増額いたしました。

次に、7目教育債の社会教育債では、小畑公民館和室研修室空調機器更新工事に伴う町債として、社会教育施設整備事業債210万円を増額いたしました。

続いて、保健体育債では、総合体育館トイレ洋式化工事に伴う町債として保健体育施設整備事業債180万円を増額いたしました。

続いて、4ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、共同調達による次期統合型校務支援システムの導入に伴う初期構築及び既存システムからのデータ移行については年度をまたぐ契約となることから、小学校分147万7,000円、中学校分42万2,000円を新たにそれぞれ追加いたしました。

次に、第3表 地方債補正では、中央公園野球場トイレ洋式化工事の中央公園改修事業債の計上に伴い、補正後の限度額を1億8,780万円に変更いたしました。

続いて、小畑公民館和室研修室空調機器更新工事の社会教育施設整備事業債の計上に伴い、補正後の限度額を930万円に変更いたしました。

最後に、総合体育館トイレ洋式化工事の保健体育施設整備事業債の計上に伴い、補正後の限度額を9,540万円に変更いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 2つの項目について質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、歳出、農林水産業費、食肉基幹市場建設推進費の今回の用

地取得関係事業ですけど、先ほどの説明ですと取得事業ではなくて補償に関する説明の費用でということなんですけど、説明の費用で、ましてやこれは当初予算の3月の当初予算からこの数か月の間に今回新たに追加で補正されるわけですけど、528万円と莫大な金額が計上されておるんですけども、この中身について詳細な説明を求めたいと思います。

2点目ですけども、今度教育関連というか、先ほどの中央公園の関係ですね。野球場と総合体育館トイレ洋式化、これはもう時代の流れでいいと思うんですけど、他の公共施設についてのトイレの洋式化がまだほかにもたくさん残っておると思うんですけど、これに対する考え方、これは多分町長にお聞きしないといけないと思うんですけど、他の施設の考え方についてお聞きしたいと思います。2点についてよろしくお願いします。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいま岩永議員の質問に対しまして、私のほうから御回答を申し上げます。

こちらの業務の内容でございますが、令和6年度に実施をさせていただきました物件調査、補償費算定業務でございますが、こちらのほうがまとまりまして、今後対象地権者へ対して交渉等を行うということになるかと思いますが、そちらの前提で、対象権利者に対して専門知識を有した方の助言、それから補償内容についての説明等が必要になってきますので、それらの業務の委託という内容のものでございます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回はスポーツ関係の団体からもたくさん要望を受けておりまして、ねんりんピックがあるからということではなしに、やはり洋式化というものを進めたほうがいいんじゃないかということで、相対的に補正で上げさせていただきました。ほかの施設につきましては、養老町の公共施設等管理計画に基づきまして、やはり洋式化が必要なところは担当課等で協議をさせていただいて十分検討する必要があると思いますけれども、洋式化というのは時代の流れですので必要かなというには考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 食肉基幹市場建設推進費について再質問を行いたいと思います。

先ほどの説明では全くよく中身が見えませんが、委託料で528万円、補償の説明にこれだけの金額を要するということがよく理解できないので、内容についてお聞きしておるんです。この委託料の中身、どういったことをするのか予算の使い方について御説明を改めていただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） 岩永議員の再質問に御回答させていただきます。

業務内容でございますが、先ほど説明等は専門的知識を有した者の助言等が必要というように一部説明をさせていただきましたが、その中で、公共用地の交渉用の資料の作成、また調書説明など補償内容の説明などが必要になってまいります。それらについての業務を委託するというようなものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 引き続き大綱的にお聞きしたいんですけれども、これだけの予算が当初予算で計上されていなかった理由もお聞きしたいのと今言う、528万円ってかなりの額なので、説明する対象が何件あるのか、これについてもお聞きしたいと思います。これが再々で最後になりますので、きちんと回答いただきたいと思いますので詳細説明をお願いします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

なぜ当初に上げられなかったかという理由なんですけれども、実は会計任用で職員を雇っておったんですけれども、その者が辞めまして、そういったことでちょっと人手的に、やはり専門知識が乏しいということもありますのでコンサル等のお力をお借りしたいということで、今回補正で上げさせていただきました。

具体的な内容でございますけれども、用地等の、先ほど言いました総合的な業務の策定業務といたしまして数量1、現地の調査がやはり要るだろうということで1回、概要等のヒアリングも1回、用地交渉等の資料の作成で一応3回分程度を見ております。そのほかにも調書、補償内容等の説明、損失補填等の内容の確認、そういったものも全て3回程度行っております。当然協議も必要だろうということで、あと関係機関との連絡調整、移転履行状況の確認などはかなり労力を要しますので職員ではなかなか難しいということで、今回はやむを得ず補正で上げさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） 現在こちらのほうで対象としておりますのは、事業所が該当しますので、そちらの件数ということで3件が今該当しておるところでございます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 私も食肉基幹市場の関係で質疑させていただきたいんですけど、今回、一般財源も充当するというふうなことも考えられたわけですが、ふるさと応援基金を充当した行政内の予算措置の根拠についてお尋ねしたいのと、これからもこの

ふるさと応援基金はこの事業に充当していくのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

よろしいですか、2点目は小畑公民館の和室の空調関係ですが、これは急に壊れたわけではなくて随分前から要望が出ていたと思うんですが、今回補正での対応ですけれども新年度予算では検討されたのかどうか、また今回6月で予算措置をした理由についてお答えしたいのと、これからもいろいろと空調、公共施設は大変厳しい状況で改修なんかがあると思いますが、そこら辺で今回小畑公民館に続いてそういうふうな案件があるのかどうか。

その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の1点目のほうは、私のほうから御回答させていただきます。

昨年はちょっと、まだ9月に決算認定があるわけですが、ふるさと納税が思うようにいかなかったということは反省すべき点かなというふうに思いますので、今年度は新しく、ふるさと納税推進官という役職を企画財政課長に兼務していただいて、今はいろんな形で工夫はしてもらっております。ふるさと納税の使途が決められた、相手側からこの事業に使ってほしいというものはその事業に充当しておりますけれども、やはり返礼割合からいって、養老町の強みを生かすには食肉の基幹市場を今後養老町につくっていただく、そのためには今後もふるさと応援基金を食肉関係には充当して進めてまいりたいというのは町全体としての認識でございますので、以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） 水谷議員さんの質問に対して御回答申し上げます。

まず、小畑公民館の和室のエアコンの工事につきましては、状況としましては度々そういった状況もあって、だましだまし使っていたというのが現状かと思えます。そうしたこともございまして、当初予算に当たっては計上は考えておりませんでした。ただ、今回暑い季節がこれから参りますので、現状としてはもう全く電源も入らないといった状況ということも聞いておりますもので、暑い時期が来るのに備えて今回補正を計上させていただいたといった状況でございます。

それで、小畑公民館の中のほかの空調機につきましては、他の施設でしょうか。

○11番（水谷久美子君） 小畑公民館以外、ほかの公民館です。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） そうしたお声は今のところ、ちょっと情報は把握しておりませんが、建設から大分期間がたっている施設がほとんどでございますので確認をいたしまして、必要に応じて今後対応させていただきたいというふうに考えております。以上になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 町長がふるさとの推進官も置いて非常に、今年度から期待してくださいというふうなことを理解いたしましたので、このふるさと納税の関係はしつかりと、期待しておきたいと思えます。以上です。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。これより暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第8、議案第45号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第45号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出のうち、収益的収入を98万3,000円増額し、補正後の予算総額を5億418万3,000円に、また資本的収入及び支出のうち資本的収入を1,090万8,000円増額し、補正後の予算総額を3億2,920万8,000円に、資本的支出を1,081万3,000円増額し、補正後の予算総額を5億1,831万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、（仮称）第5ポンプ場の更新に係る工事請負費及び水道事業債の増額、また消費税及び地方消費税還付金の増額及び国庫補助金の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

10、11ページの資本的収入及び支出の支出から説明させていただきます。

款1資本的支出、項1建設改良費、1目配水設備拡張費では、令和6年度から2か年で建設中の（仮称）第5ポンプ場更新工事において、配水池内部の状況等を調査した結果、クラックの補修で121万円、流量計ピット内の配水管の敷設替えて799万7,000円、また建屋下の地中に埋設されている防火水槽の配水管の切り回し工事に160万6,000円必要となるため、1,081万3,000円増額するものです。

収入につきましては、款1資本的収入、項1企業債、1目建設改良のための水道事業債において、今年度予定しておりました（仮称）第5ポンプ場更新工事費の増額分1,081万3,000円と、項4国庫補助金、1目国庫補助金において交付予定額減額分289万2,000円及び工事費単費分9万5,000円の合計1,380万円増額いたしました。

次に、8、9ページの収益的収入及び支出について御説明させていただきます。

款1水道事業収益、項2営業外収益、2目消費税及び地方消費税還付金では、（仮称）第5ポンプ場更新工事に係る工事費が1,081万3,000円増加したことにより、消費税及び地方消費税の還付金見込額が98万3,000円増加するものです。

以上で、議案第45号 令和7年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第9、議案第46号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第46号 令和7年度養老町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ142万2,000円を追加し、予算総額を5億1,822万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、資格確認書の郵送費と保険料の過年度還付金の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） それでは、補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明させていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、資格確認書の職権交付暫定運用の延長に伴う資格確認書郵送費用として117万6,000円を増額いたしました。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、1目還付金では、保険料還付金として24万6,000円を増額いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

6、7ページを御覧ください。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、1目還付金では、保険料還付金として24万6,000円を増額いたしました。

款5諸収入、項4雑入、2目雑入では資格確認書の郵便料増加分、こちらが円滑運営補助金として交付されます117万6,000円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 今年度は後期高齢者医療保険においてもマイナ保険証を保有していらっしゃる方に確認証が発行されるようになりましたが、その主な理由といたしましては、マイナ保険証のトラブルは継続して起こっていること、マイナ保険証の電子証明有効期間5年を迎え更新手続を行わない・行えない方が発生していること、マイナ保険証を、本人の自覚あるなしに関わらず保有している方には資格確認書は届かない、8月以降はマイナ保険証でしか受診の受付ができない、マイナ保険証を使った受診の利

用率はいまだに30%程度、全国平均です。このようなことから、国においては後期高齢者医療保険において、今年度は資格証明書を発行することになったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて答弁をお願いします。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） ただいまの水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、令和7年4月3日事務連絡で、後期高齢者のマイナ保険証の利用率につきましては他の年代と比較し相対的に低い状況にあることから、令和8年8月の年次更新までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書の職権交付を行うこととしたという通知文書をいただいております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 次年度についての移行と、次年度に対して、町の見解はありますか。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの水谷議員の御質問で、次年度についてでございますが、こちらは国の施策によって、そのとおりに今は事務を進めさせていただいておりますので、国の方針に従って事務を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である産業建設委員会は6月10日火曜日午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分から開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（早崎百合子君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日6月5日から6月17日までの13日間は休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月5日から6月17日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は6月18日水曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前10時58分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月4日

議 長 早 崎 百 合 子

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子

